



長野県報

5月14日(月)
平成24年
(2012年)
第2368号

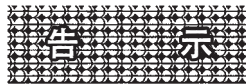
目次

告示

生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事務所又は事業所の所在地の変更の届出(地域福祉課).....	3
林業技術者養成講習要綱の一部改正(信州の木振興課).....	3
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	5
基本測量の実施(建設政策課).....	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	5
暴力追放運動推進センターに関する規則に基づく指定を受けた者の事業を行う事務所の名称の変更の届出(組織犯罪対策課).....	5
平成14年長野県警察本部告示第2号(長野県情報公開条例に基づき長野県警察本部長が定める法人)の一部改正(広報課).....	5

公告

一般競争入札(生活文化課消費生活室).....	6
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課).....	6
一般競争入札(財産活用課).....	7
一般競争入札(水大気環境課).....	7
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	8
土地改良区の定款変更の認可(3件)(農地整備課).....	8
林業技術者養成講習の実施(信州の木振興課).....	9
一般競争入札(企業局).....	9
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課).....	10
平成24年度長野県警察官採用試験(A)(平成25年4月採用第2回)の実施(人事委員会事務局).....	11
正誤(道路管理課).....	14



長野県告示第382号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成24年5月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	社会福祉法人国際保健支援会	長野県松本市筑摩3丁目15番31号	つかまの里訪問介護ステーション	長野県松本市筑摩3丁目15番31号	平成24年2月1日
通所介護	社会福祉法人誠心会	長野県諏訪郡原村10377-2	デイサービスセンターあいらす	長野県諏訪郡原村10377-2	平成23年11月1日
	社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会	長野県下高井郡山ノ内町平穏3371-2	つつみデイサービスセンター	長野県下高井郡山ノ内町平穏3252番地5	平成23年6月1日
	株式会社ナガサカ	長野県佐久市中込1133-1	宅老所若草	長野県佐久市中込1133-1	平成24年1月1日
	社会福祉法人山栄会	長野県佐久市常田東池下77-1	千曲デイサービスセンター	長野県千曲市桑原80	平成23年12月16日
短期入所生活介護	社会福祉法人山栄会	長野県佐久市常田字東池下77-1	ショートステイ千曲	長野県千曲市桑原80	平成23年12月16日
認知症対応型通所介護	社会福祉法人生坂村社会福祉協議会	長野県東筑摩郡生坂村6271-1	生坂デイサービスセンターはるかぜ	長野県東筑摩郡生坂村8272-1	平成23年11月1日
小規模多機能型居宅介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター信州中野	長野県中野市安源寺493番地1	平成24年2月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社いずみ	長野県中野市中央1丁目5-8	居宅介護支援事業所 いずみ	長野県中野市中央1丁目5-8	平成24年2月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	社会福祉法人国際保健支援会	長野県松本市筑摩3丁目15番31号	つかまの里訪問介護ステーション	長野県松本市筑摩3丁目15番31号	平成24年2月1日
介護予防通所介護	社会福祉法人誠心会	長野県諏訪郡原村10377-2	デイサービスセンターあいらす	長野県諏訪郡原村10377-2	平成23年11月1日
	社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会	長野県下高井郡山ノ内町平穏3371-2	つつみデイサービスセンター	長野県下高井郡山ノ内町平穏3252番地5	平成23年6月1日
	株式会社ナガサカ	長野県佐久市中込1133-1	宅老所若草	長野県佐久市中込1133-1	平成24年1月1日
	社会福祉法人山栄会	長野県佐久市常田東池下77-1	千曲デイサービスセンター	長野県千曲市桑原80	平成23年12月16日
介護予防通所リハビリテーション	医療法人(社団)中信勤労者医療協会	長野県松本市市上9-26	松本協立病院	長野県松本市市上9-26	平成23年11月1日
介護予防短期入所生活介護	社会福祉法人山栄会	長野県佐久市常田字東池下77-1	ショートステイ千曲	長野県千曲市桑原80	平成23年12月16日

地域福祉課

長野県告示第383号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から主たる事務所又は事業所の所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成24年5月14日

長野県知事 阿部 守一

1 居宅介護事業者

Table with 8 columns: 事業の種類, 名称, 主たる事務所の所在地, 事業所の名称, 事業所の所在地, 変更事項 (新, 旧), 変更年月日. Contains two rows of data for home care services.

2 介護予防事業者

Table with 8 columns: 事業の種類, 名称, 主たる事務所の所在地, 事業所の名称, 事業所の所在地, 変更事項 (新, 旧), 変更年月日. Contains one row of data for preventive care services.

地域福祉課

長野県告示第384号

林業技術者養成講習要綱（昭和40年長野県告示第323号）の一部を次のように改正します。

平成24年5月14日

長野県知事 阿部 守一

第4中「携わつて」を「携わって」に改める。

第5中「次の各号に掲げる書類」を「写真（横24ミリメートル縦30ミリメートル、無帽、無背景、正面、上三分身）」に、「所轄地方事務所長（市にあつては、その市に所在する地方事務所長。ただし、小諸市にあつては、佐久地方事務所長、岡谷市及び茅野市にあつては、諏訪地方事務所長、駒ヶ根市にあつては、上伊那地方事務所長、塩尻市にあつては、松本地方事務所長、須坂市及び更埴市にあつては長野地方事務所長、飯山市にあつては北信地方事務所長。）」を「居住地を管轄する地方事務所長」に改め、同第5各号を削る。

別表第1の林業架線の項中「15人」を「20人」に、「15日」を「14日」に改める。

別表第2の伐木造材機械の項中「チェーンソー」を「チェンソー」に、「目立方法」を「目立て方法」に改め、同表の林業架線の項中「控の」を「控えの」に、「すえ付け方法」を「据付け方法」に改める。

信州の木振興課

長野県告示第385号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 飯田市（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯田市（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第386号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡高森町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
高森町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第387号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿智村（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第388号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年5月14日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡泰阜村5931の1、5931の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第389号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成24年5月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
基本測量（一等磁気測量）
- 2 作業期間
平成24年5月28日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域
安曇野市

建設政策課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年5月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年5月14日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川上佐久線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市入沢字池の端162番の2地先から 佐久市入沢字北畑201番の6地先まで	旧	5.0~16.0 m	0.2750 km
同上	新	10.5~19.2	0.2750

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年5月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年5月14日

長野県佐久建設事務所長 中山 茂

- 1 路線名 川上佐久線
- 2 供用を開始する区間
佐久市入沢字池の端162番の2地先から
佐久市入沢字北畑201番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成24年5月14日

道路管理課

長野県公安委員会告示第21号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、長野県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者から、次のとおり名称及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の2第2項各号に掲げる事業を行う事務所の名称の変更の届出がありました。

平成24年5月14日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

- 1 変更に係る事項
 - (1) 名称
変更後 公益財団法人長野県暴力追放県民センター
変更前 財団法人長野県暴力追放県民センター
 - (2) 法第32条の2第2項各号に掲げる事業を行う事務所の名称
変更後 公益財団法人長野県暴力追放県民センター
変更前 財団法人長野県暴力追放県民センター
- 2 変更年月日
平成24年4月1日

組織犯罪対策課

長野県警察本部告示第21号

平成14年長野県警察本部告示第2号（長野県情報公開条例に基づき長野県警察本部長が定める法人）の一部を次のように改正します。

平成24年5月14日

長野県警察本部長 佐々木 真郎

本則中「財団法人長野県暴力追放県民センター」を「公益財団法人長野県暴力追放県民センター」に改める。

広報課